（特定多目的ダム法の一部改正）

第九条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による流水の占用の登録」を加える。

第二十四条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による登録」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第二十五条第一項中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による登録」を加え、同条第二項中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による登録」を加え、「見込み」に、「取消」を「取消し」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）

第十条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第四項」を「第五項」に改める。

（電気事業法の一部改正）

第十一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二項の許可」を「若しくは第二十九条第二項の許可又は同法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（同法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用（同条に規定する水利使用をいう。第三項において同じ。）に関する許可を除く。）」に改め、同条第三項中「、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二項の許可」を「若しくは第二十九条第二項の許可又は同法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（同法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第十二条　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第九項第四号中「から第二十五条まで」を「、第二十四条、第二十五条」に、「又は」を「若しくは」に改め、「許可」の下に「又は同法第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による登録」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十三条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び第二十八条から第三十条まで」を「、第二十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十三条」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　削除

別表第二十一号中「協議会を活用した特定水力発電事業」を「削除」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第十四条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第五十二条」を「第四十八条」に改める。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。

第四十九条から第五十二条まで　削除

別表第二の七の項中「特定水力発電事業」を「削除」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十五条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十四条まで」を「第二十八条まで、第三十三条及び第三十四条」に、「及び政令」を「並びに政令」に改める。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

第二十九条から第三十二条まで　削除

第四十八条第三項第十一号中「河川管理者」を「同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この号及び第八十五条において同じ。）の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）」に改める。

別表の十の項中「特定水力発電事業」を「削除」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

電波法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十六号

電波法の一部を改正する法律

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第四項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「電波」を「前号に掲げるもののほか、電波」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

附則第十五項を次のように改める。

（電波利用料の特例）

15　第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一　電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一　電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十一の二　テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三